

第 6 次山形県教育振興計画の骨子（案）について

第 1 章	総論	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の名称	
3	計画の性格	
4	計画の期間	
5	計画の構成	
6	計画の進行管理	
第 2 章	山形県の教育がめざすもの	
第 1 節	教育県山形の歴史 ～「普及・実践の山形」の継承～	4
第 2 節	第 5 次山形県教育振興計画	7
1	5 次にわたる教育振興計画の策定	
2	第 5 次山形県教育振興計画の取組みと成果	
第 3 節	山形の教育を取り巻く課題	13
1	5 教振から次の時代に引き継ぐ課題	
2	社会の変化の中で顕在化してきた課題	
第 4 節	国の第 2 期教育振興基本計画	17
1	国の第 1 期教育振興基本計画とその総括	
2	4 つの基本的方向性	
第 5 節	新たな教育振興計画の基本目標とめざす人間像	19
第 3 章	基本方針と基本施策	
基本方針 I	いのちを大切にし、生命をつなぐ教育を推進する	23
基本方針 II	郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育成する	25
基本方針 III	豊かな心と健やかな体を育成する	29
基本方針 IV	確かな学力と時代の変化に対応できる能力を育成する	36
基本方針 V	特別なニーズに対応した教育を推進する	42
基本方針 VI	魅力に溢れ、安心・元気な学校づくりを推進する	44
基本方針 VII	学校と地域とが協働し支え合う仕組みを構築する	50
基本方針 VIII	活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める	52

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

- 平成17年度を初年度とする第5次山形県教育振興計画（以下「5教振」と言う。）策定後、8年が経過しました。
この間、少子高齢化を伴う人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化、ICTの進歩と社会経済のグローバル化の進展、地球温暖化や新興諸国の経済成長を背景とした環境問題の高まりなど、教育を巡る環境は大きく変化し、昨今は、いじめや体罰などの課題が社会問題として顕在化しています。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災は、原子力発電所の事故と相まって、我が国に未曾有の被害をもたらし、国土の強靱化、エネルギー政策の在り方など我が国政策の根幹に関わる課題を顕在化させました。しかし一方で、我が国には、人と人、人と地域、地域間の「絆」が今なお強く存在していることを強く印象付けるなど、多くの教訓を得ました。
- こうした中、国では、改正教育基本法に基づき平成20年に策定した教育振興基本計画が平成24年度で計画最終年度を迎えたことから、平成25年度から今後5年間に実施すべき教育上の方策を盛り込んだ第2期教育振興基本計画（以下「第2期計画」と言う。）を策定（平成25年6月14日閣議決定）し、各種の施策に取り組んでいるところです。
- さらに、国では、政権交代後、21世紀にふさわしい教育体制を構築し、実行に移していくことを目的に教育再生実行会議を開催し、審議内容として、いじめ問題への対応に加え、教育委員会制度の抜本的見直し、6・3・3・4制の在り方などをあげるなど、現行の教育制度の在り方を抜本的に見直そうとしています。
- このような国の教育改革・施策の動向を踏まえつつ、経済社会の変化に本県の教育行政がどのように対応していくのか、方向性を示す必要があります。
このため、今後10ヵ年の本県教育行政の方向性、中短期の施策を具体的に盛り込んだ計画を新たに策定するものです。

2 計画の名称

この計画は、過去5次の教育振興計画を継承して策定するものであり、名称を第6次山形県教育振興計画とします。

3 計画の性格

- (1) 教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育振興基本計画」として位置付けます。
- (2) 県の第3次山形県総合発展計画及び短期アクションプランとの整合を図ります。

【参考】教育基本法

第17条第2項 地方公共団体は、前項の計画（政府が定める教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

4 計画の期間

この計画の計画期間は、策定から平成36年度までの概ね10ヵ年とします。

5 計画の構成

この計画は、「基本計画」及び「実施計画」により構成します。

(1) 基本計画

基本計画では、概ね10ヵ年の長期的展望に立った本県教育の基本的姿勢及び施策の方向（総論）と、総論を踏まえながら、中短期の視点（概ね5ヵ年）で重点的に取り組む分野別の主要な施策の方向（各論）を示します。

(2) 実施計画

実施計画は、基本計画の各論に掲げた主要な施策に係る前期5ヵ年の具体的な取組みとその推進工程を示します。

また、主要な施策ごとに目指すべき目標指標を設定します。目標指標は可能な限り数値化するとともに、アウトカム指標の設定に努めます。

※ 目標指標の設定に当たっては、国の第2期計画における目標との整合に留意します。

6 計画の進行管理

計画の進行管理は、実施計画の評価などを通じて行います。

毎年度、事業等の進捗状況や課題、目標の達成状況等を整理・分析し、評価を行います。評価に際しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、評価の結果を公表します。

実施計画の終了年度には、その成果を総括し、次期の実施計画を策定します。

なお、社会経済情勢が大きく変化するなどの場合においては、計画内容の見直しを含め、柔軟に対応します。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第2章 山形県の教育がめざすもの

第1節 教育県山形の歴史 ～「普及・実践の山形」の継承～

本県は、教育について「普及の山形」「実践の山形」と称され、高い評価を得てきました。これは、県民の教育に向けた努力に対する評価であり、このような教育県としての風土は、綿々と今日に至るまで継承されています。

山形県が教育県と評価された根拠には諸説ありますが、『山形県教育の発達と地域社会（佐藤源治氏著）』によれば、①社会教育・勤労青少年教育の徹底と水準の高さ、②活発な青年団活動、③自治講習所による指導者の養成、④優れた青年の学力、⑤へき地教育の熱心があげられています。

1 戦前の普及と実践

(1) 初等教育における高い就学率・高い出席率（明治20～大正期）

大正期において、本県は初等教育における高い就学率及び出席率を実現しています。

しかし、明治20年代までの就学率は低く、子どもを就学させる経済的余力がなかったことや、女子教育に対する理解不足があったことなどが原因とされています。

このような中、明治22年に、鶴岡市の私立忠愛小学校で、生活が苦しい家庭の子どもたちに昼食を出しています。これは、「日本の学校給食の始まり」とされており、教育を普及しようとする工夫が、わが国最初の学校給食の実施につながったと言えます。

明治30年代になり、経済の発展が進み、就学の要求が高まりました。また、「子守学級」の設置を奨励したことにより、就学率が向上しました。さらに、大正期には、出席奨励策を組み合わせながら、出席率でも全国の上位を占めることになりました。

(2) 社会教育・勤労青少年教育の徹底と水準の高さ（明治末～昭和15）

明治末期以降、本県では実業補習学校が普及しました。小学校教育を終了後、勤労青少年たちは、農業や土木など実業に従事しながら引き続き教育を受けることができ、その就学率も全国トップクラスという教育的風土を有していました。

昭和初期に入っても、本県では実業補習学校、青年訓練所、青年学校における就学率及び出席率が高く、いかに向学心に燃えている県民が多かったかを示しています。

(3) 自治講習所による指導者の養成（大正4～）

大正4年、本県は地方自治の中核となる人材養成を目的に、自治講習所を開設しました。実学と勤労を柱とした人づくり・人間修行を行い、全国に例のない自治研修機関、青年教育機関として県内外に高く評価されました。

(4) 優れた青年の学力（昭和6年～昭和14）

徴兵検査時における学力調査の本県の成績概況をみると、昭和6年から昭和14年頃まで、連続して最高位かそれに近いよい成績をあげています。

その要因は、初等教育における高い就学率及び出席率、実業補習学校や青年訓練所への進学、県民の教育に対する高い関心と熱意などがあげられます。

また、師範学校出身の教諭の比率が高く、全般的に質の高い教育水準を保つことができたことも大きな要因と言えます。

2 戦後における普及と実践の継承

(1) 地域の生活に根ざし、一人ひとりを育てることをめざした実践

地域の特色を生かした指導方法や教材を開発し、「子どもたち一人ひとりに力をつける」ことをめざした、多くの教師たちの実践があります。

昭和26年に出版され、全国的に注目を集めた『山びこ学校』もその一つです。生活の現実をありのままに見つめ、自分の言葉で書き綴ることを通して、人間としての成長を促すことをめざした実践です。

(2) 高等学校教育の普及

① 定時制高等学校の整備

昭和23年、新制高等学校の発足とともに、本県では、定時制高等学校を整備し、全国でも例をみない45校を設置しました。

この全国一の定時制高等学校開設（対総人口比）は、地域の勤労青少年や教師たち、地元の人々の熱意と開設への支援・努力が結実したものであり、県民の教育への熱心さを示すものとして、全国的に「勤労青少年教育の県・山形」と高く評価されました。

② 高等学校急増対策の実施

昭和30年代後半、産業経済構造の変化や著しい技術革新に対応するため、産業界における技術者の需要が急増しました。本県は、昭和35年、全国に先駆け、高校整備対策協議会を設置し、工業高校の新設、既存工業高校の課程増設など、特に規模の充実を中心に高校整備を図りました。

(3) へき地教育振興の実績

昭和25年開催の第5回全国へき地教育研究大会における「同単元指導」開発による発表は、へき地教育の研究と複式学級の指導法という二つの面で、全国のへき地教育振興に大きく貢献しました。へき地における豊かな自然を素材として、地道に地域教育に情熱を傾け、子どもたちの地域に対する誇りや協同・友愛などの社会性を養おうとした教師たちの成果が現れたものです。また、算数・理科・家庭科の「複式学級用教科書」等も、全国的にも優れた業績と言えます。

(4) 社会教育における先駆的な取り組み

教育県山形としての伝統は、青年学級の発足をはじめ、産業開発青年隊運動、青空公民館の名で親しまれた公民館活動、若妻学級など、全国の社会教育分野の先導的役割を果たすことにつながりました。

① 青年学級の普及

勤労青年の唯一の教育機関である青年学校が、学校教育法施行とともに廃止され、昭和24年、本県は、定時制高校等への通学困難な地域・子弟向きに県独自の青年の長期教

養施設として、青年学級を発足させました。この本県に発足した青年学級は、勤労青年たちの社会教育の学習の場として全国的に普及していきました。

② 産業開発青年隊運動の広がり

産業開発青年隊運動は、戦後、山形県連合青年団が実践した運動で、合宿しながら共に働き、自活しながら相互学習の共同学習により、職業を身につけ自立する運動です。

昭和26年、西村山郡青年団が実践し、その後、運動を県内に広げていきました。

本県の成果をみて、建設省・農林省が全国的な規模に取り上げることとなりました。

戦後の混乱と激動の改革時代・日本再建の時代に、山形県はまさに国土復興の担い手づくり、草の根の社会教育活動の発信基地でありました。

3 近年における普及と実践の取組み

(1) 社会教育における継承

① 中型青年の家の設置

昭和34年、上山市に開所された県青年の家は、戦後の青年たちの学習の場として役割を果たしてきましたが、青年の研修要求を満たすには改善の必要に迫られていました。

その折、文部省は、東北地方への国立青年の家の設置構想を明らかにしました。本県でも、各方面から「誘致」の声があがり、山形県連合青年団は誘致運動に取り組みました。誘致合戦には敗れたものの、本県青年の熱意と関係者の誠意が評価され、全国初の中型青年の家が、昭和42年、天童市に設置され、全国的な注目を集めました。

② 青少年ボランティア活動の広がり

県内青少年による「地域単位」のボランティア活動は「山形方式」と呼ばれ、全国的に高く評価されています。中学生や高校生からなる青少年ボランティアサークルが、県内各地で独居老人宅の除雪や福祉施設訪問、環境美化等の地域に根ざした多様な活動に取り組んでいます。

(2) 少人数学級編制の実施

平成14年、きめ細かな指導のもと、基礎・基本を徹底するとともに、いじめ・不登校等の今日的な教育課題を解決することを目的として、全国に先駆け、少人数学級編制を小学校全学年に導入する「教育山形『さんさん』プラン」をスタートしました。

その後、順次、導入学年を拡大していき、平成23年に小学校1年生から中学校3年生まで義務教育全ての課程への少人数学級が完成しました。

4 地域とともに在る山形の教育

山形県は、戦前・戦後を通じて、教育県としての評価を得、このような実績を積みあげてきました。これらの取組みや活動などは、地域住民が必要としたものであり、地域ぐるみの運動等による教育的要求が具現したものと見え、教育の地域的な土台を培ってきました。

本県教育の特徴は、地域と結びついた教育であり、これを可能にしてきたものは、県民の教育への理解の高さと熱意であったと言えます。

第2節 第5次山形県教育振興計画

1 5次にわたる教育振興計画の策定

(1) 山形県長期教育計画（計画期間：昭和44年度～昭和50年度）

県教育委員会では、昭和44年8月、本県初となる山形県長期教育計画を策定・公表しました。

これは、第5次山形県総合開発計画に示された教育に対する要請に応えるとともに、長期的展望と総合的な視野に立った政策の必要性が求められることに鑑みて策定された教育分野の総合計画です。

この計画は、文部省の統括的文教制度を基本に据えながらも、本県の特徴を活かしながら他の教育行政部門や地域開発分野などの一般行政分野との関わり・整合性をとりつつ、学校教育と社会教育それぞれの課題と解決の方向を示した極めて画期的なものでした。

〈主な取組み〉

- ・ 県立博物館の開館
- ・ 青少年社会教育施設の整備（海浜青年の家、朝日少年自然の家）
- ・ 特殊学校の整備（山形養護学校、米沢養護学校）
- ・ 県教育センターの設置
- ・ 全国高等学校総合体育大会を本県主会場に開催、山形県体育協会の設立

(2) 山形県教育振興計画（計画期間：昭和51年度～昭和60年度）

昭和50年代は、従来の高度成長の反省に立ち、経済優先から人間優先へ、開発重視から環境重視へと大きく方向を転換し、環境と調和した高福祉社会の創造を指向しており、また、将来は情報化・国際化社会へと移行し、これに伴って教育・文化面でも大きな変革を迫られることが予想されることなどを踏まえ、本県教育の基本目標を次のように設定しました。

- ① 創造力に富み自主性のある県民の育成
- ② うるおいのある人間性豊かな県民の育成
- ③ 健康でたくましい県民の育成
- ④ 郷土を愛し、活力ある地域社会をつくる県民の育成
- ⑤ 国を愛し、国際的視野をもった県民の育成

〈主な取組み〉

- ・ 青少年社会教育施設の充実（金峰少年自然の家、飯豊少年自然の家の開館）
- ・ 特殊学校の充実（新庄・鶴岡・ゆきわり養護学校、上山高等養護学校の開校）
- ・ 県立高校入試の検査教科を5科目に拡大
- ・ 国民体育大会冬季スキー競技会を山形市蔵王で開催

(3) 第3次山形県教育振興計画（計画期間：昭和60年度～平成7年度）

これまで培ってきた本県教育の優れた伝統を継承するとともに、自らの向上と生きがいのある学習社会の実現をめざし、新たな時代に対応した望ましい県民を育成するため、次に掲げる基本目標を設定しました。

- ① 創造力に富み、自主性のある県民の育成
- ② うるおいのある人間性豊かな県民の育成
- ③ 健康でたくましく、勤労を尊ぶ県民の育成
- ④ 郷土を愛し、活力ある地域社会をつくる県民の育成
- ⑤ 国を愛し、国際的視野をもった県民の育成

〈主な取組み〉

- ・ 高等学校普通科活性化推進事業を展開、外国語指導助手を配置
- ・ 生徒の大幅減少に対応するため高校の整備・統合案を策定
これによる統合新設校：北村山高校、南陽高校、上山明新館高校
- ・ 県生涯学習センター、県立図書館（愛称「遊学館」）が開館
- ・ 財団法人山形県埋蔵文化財センターを設立、うきたむ風土記の丘考古資料館が開館
- ・ 国民体育大会「べにばな国体」を開催
- ・ 高等教育機関の整備（東北芸術工科大学、産業技術短期大学校が開校）

(4) 第4次山形県教育振興計画（平成7年度～平成17年度）

時代は、全国的に受験競争の過熱化や学校教育の画一性などが大きな問題となっていました。こうした中、全国に先駆けて「感性」を取り上げ、「感性豊かな教育と文化の創造」を計画の副題とし、教育基本法における教育の目的を踏まえながら、本県教育の優れた伝統を継承するとともに、新たな時代に対応できる人間を育成するため、次に掲げる基本目標を設定しました。

- ① 豊かな心を持ち、創造力に富むたくましい人間の育成
- ② 個性を尊重し、共に社会の発展に貢献できる人間の育成
- ③ 郷土の自然や文化を愛し、国際社会に生きる人間の育成

〈主な取組み〉

- ・ 少人数学級編制 教育山形「さんさん」プランを導入
- ・ 学校週5日制、総合的な学習の時間の導入、
- ・ 県立高校にスクールカウンセラーを導入、教育用PC配備の充実
- ・ 県立高校再編整備計画を公表、新たなタイプの高等学校を整備
多部制の単位制高校(霞城学園高校)、中高一貫教育、総合学科、単位制普通科
- ・ 全国規模のイベントを開催
全国産業教育フェア、全国ボランティアフェスティバル、全国健康福祉祭
全国高等学校総合文化祭、生涯学習フェスティバル、全国植樹祭、国民文化祭等

- ・ 社団法人山形県スポーツ振興 21 世紀協会を設立
- ・ 高等教育機関の整備（東北公益文科大学、県立保健医療大学）

（５）第 5 次山形県教育振興計画（平成 17 年度～平成 27 年度）

本県の美しく豊かな自然風土、「いのち」を大切にする本県の精神文化を土台とし、「感性教育」を基本とした 4 教振など過去の教育振興計画の流れに沿いつつ、さらに一歩踏み込んで「いのちの教育」を柱に据え、次に掲げる基本目標とその実現のための基本方針を設定しました。

- 基本目標 知徳体が調和し、「いのち」輝く人間の育成
- テーマ 山形の教育「いのち」そして「まなび」と「かかわり」
- 目標実現のための基本方針
 - ① 「いのち」を大切にし、豊かな心と健やかな体を育てる
 - ② 「まなび」を通して、自立をめざす
 - ③ 広い「かかわり」の中で、社会をつくる
 - ④ 学校と地域を元気にする

2 第 5 次山形県教育振興計画の取組みと成果

（１）「いのち」を大切にし、豊かな心と健やかな体を育てる

- ① 5 教振の目標の中核である「『いのち』輝く人間」の育成のため、「いのちの教育の指針」を策定（H18.3）。子どもたちが「自分の生命や存在をかけがえのないもの」と感じ、他の生命や存在も大切と思えるよう、「いのちの教育」に様々な分野で取り組み、児童生徒の自尊感情が向上[※]するなど着実に成果をあげています。

※ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合／小 6 H22:77%→H24:81%

- ② 家庭教育に関する学習の機会を充実させるため、やまがた子育て講座や家庭教育出前講座などを開催して、家庭の教育力の向上に努めています。
- ③ 家庭、幼稚園・保育所等及び地域が連携して、幼児期の子どもを育て「幼児共育(ともいく)」を推進するために、「山形県幼児共育アクションプログラム」の策定（H21.4）や「ふれあい活動プログラム」を開発するとともに、幼児共育ふれあい広場の開催などに取り組んでいます。
- ④ 本の好きな子どもを育てるため、「山形県子ども読書活動推進計画」を策定（第 1 次 H19.3、第 2 次 H24.3）し、学校ボランティアによる読み聞かせ活動や全校一斉読書等を推進しています。また、県内公立図書館横断検索システム（H19）、インターネット予約システム（H19）を導入し、県立図書館の利便性向上を図りました。

- ⑤ 各小・中・高等学校で、地域における奉仕活動や自然体験、職場体験等様々な体験活動を教育課程に位置づけ、人や自然とのかかわりの中で思いやりの心をはぐくむ取組みを進めています。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用、教育相談員や子どもふれあいサポーター、別室学習指導教員の配置など、問題行動の予防・早期発見・対応のための教育相談体制、別室登校生徒への学習支援体制を整備したことにより不登校児童生徒の出現率が改善[※]しました。
 ※ 不登校児童生徒出現率 H21:0.99%→H23:0.91%
- ⑦ 栄養教諭を計画的に配置するとともに、学校における食育計画の作成と食育の推進により、子どもたちの健康の増進と望ましい食に関する教育の充実に取り組んでいます。
- ⑧ 「体力づくり1学校1取組み」の推進、地域のトップ選手や指導者の学校への派遣、体育実技指導者講習会の開催等を通じ体育授業を充実したことにより、体力・運動能力調査において本県児童生徒の数値は改善傾向にあります。

(2) 「まなび」を通して、自立をめざす

- ① きめ細かな指導によって、基礎・基本の徹底を図り、確かな学力を身につけさせるため、少人数学級編制（教育山形「さんさん」プラン）について、小学校1年生から中学校3年生までの義務教育課程に完全導入を実現（H23）しました。
- ② 小・中学校における学力向上、いじめや不登校など教育課題に対応するため、小学校低学年副担任制、重点強化充実制、中学校における別室学習指導教員の配置など、教育山形「さんさん」プランを充実したことにより、学力面ではほとんどの教科で全国平均を上回り^{※1}、不登校や欠席率も改善している^{※2}など着実に成果を生んでいます。
 ※1 H24全国学力・学習状況調査：10科目中8科目で全国平均を上回る
 ※2 小学校の欠席率 H16:0.43% → H22:0.38%
- ③ 時代にふさわしい能力を身につけさせるため、全ての小学校で5・6年生の外国語活動を実施、情報モラル・マナーに関する指導プログラムの活用、理科支援員の配置やスーパーサイエンスハイスクール事業などに取り組んでいます。
- ④ 県立学校情報化推進事業を実施し、県立学校の校務用パソコン整備率、校内LAN整備率ともに100%を達成しました。
- ⑤ 児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるため、小・中学校における職業現場の体験、高等学校におけるインターンシップ、地域の職業人や各界で活躍するプロフェッショナルを招いての講演会の開催などキャリア教育に取り組んでいます。
- ⑥ 障がいのある児童生徒に、障がいの種類や程度に応じたきめ細かな指導を行うため、全ての公立小・中・高等学校で特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置を行うとともに、特別支援学級に少人数学級編制を導入（H25）しました。また、特別支援学校では、児童生徒一人ひとりの「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を作成し指導にあたっています。

- ⑦ 村山特別支援学校（H20）、同楯岡校（現楯岡特別支援学校）（H20）、酒田特別支援学校（H23）を整備したほか、「山形県特別支援学校再編・整備計画」を策定（H25.4）し、県内8エリアへの知的障がい特別支援学校の整備に着手するなど、障がいのある児童生徒の教育環境の充実に向け取り組んでいます。
- ⑧ 「県立高等学校教育改革実施計画」（H17.3策定）に基づき、中学校卒業生数の減少に対応して学校の統廃合を進めるとともに、総合学科高校、総合選択制高校、単位制高校など生徒の多様なニーズに応える新しいタイプの高等学校を整備したほか、県内初の併設型中高一貫校の開校に向け整備を進めています。
- ⑨ 県立学校（高校・特支）に学校裁量予算を導入（H21）し、各学校それぞれ特色ある学校づくりに取り組んでいます。
- ⑩ 県内初の管理栄養士養成施設となる県立米沢栄養大学を開学（H26.4）します。

（3）広い「かかわり」の中で、社会をつくる

- ① 青少年の「社会力」を高めるため、山形方式と言われる地域青少年ボランティア活動の拡大※に向けて支援するとともに、地域課題の解決に主体的に取り組む青年リーダーを育成しました。
 - ※ YYボランティア関連事業参加者数 H22：1,684人 → H24：2,233人
- ② 地域住民の参画により子どもたちの学びを支援する体制を構築するため、「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」設置の推進に取り組んでいます。
- ③ 山形らしい自然体験や社会体験、交流活動を通して子どもたちの「社会力」を育むために、県立5青少年教育施設の各種体験プログラムの充実を図っています。
- ④ 県立博物館に収蔵されている土偶「縄文の女神」が国宝指定を受けました（H24.9）。また、大江町の「最上川の流通・往来及び左沢町場の景観」が国の重要文化的景観に選定（H25.3）されました。これらの地域資源など次世代に残すべき「山形の宝」の保全活用に努めています。
- ⑤ 親から子、子から孫の代に「ふるさと山形」のよき生活文化や知恵、伝統芸能など地域文化を教え合い、学び合いながら伝承していく「ふるさと塾」の活動を支援しました。
 - ※ ふるさと塾活動賛同団体数 H22：253団体 → H24：276団体
- ⑥ 県民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができるように、総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援※し、住民に身近なスポーツ環境の整備を図っています。
 - ※ 総合型地域スポーツクラブの設置状況：31市町村58クラブ（H25.4.1現在）
- ⑦ 本県の選手が全国や世界の舞台で活躍するなど、県民に感動と活力を生み出す力強いスポーツを推進するため、各種競技を強化したことにより、国内外で活躍する選手が生まれ、オリンピック出場選手を輩出しました。さらに、スポーツタレント発掘事業を実施し、ジュニア期から一貫した指導体制のもとトップアスリーの育成に取り組んでいます。

(4) 学校と地域を元気にする

- ① 信頼され、尊敬される教員を育成するため、山形大学教職大学院に教員を派遣するとともに、「組織マネジメント」「学習指導」「生徒指導」「特別支援教育」の4つの観点から「担任力」の向上に取り組みました。
- ② 教員の多忙化を解消し、児童生徒と向き合う時間を確保するため「教師のゆとり創造アクションプログラム」を策定（H21.3）し、各学校において校務運営の改善、事務的作業の業務量の削減、課外指導・部活動の負担軽減などに取り組みました。
- ③ 教職員の健康管理を進めるため、定期健康診断や人間ドック等の提供、管理監督者のためのメンタルヘルスセミナーの開催等、心身両面からの健康管理対策を充実しました。
- ④ 安全・安心な学校づくりを推進するため、耐震性が確保されていない県立学校施設の耐震化を計画的に実施^{※1}するとともに、市町村立学校施設の耐震化が推進^{※2}されるよう働きかけに努めています。
※1 県立学校の耐震化率 H22:81.8% → H25:92.0%
※2 市町村立小中学校の耐震化率 H22:61.7% → H25:86.8%
- ⑤ 子どもたちの安全を確保するため、「学校における危機管理の手引き」（H22 総論・学校安全編、H24 学校保健編・学校給食編）を策定。これをもとに全ての公立学校（小・中・高・特支）で危機管理マニュアルを策定しました。また、道路管理者、警察と合同で通学路の安全点検を実施し、実態に応じて安全確保対策を行っています。
- ⑥ 保護者や地域とともに「開かれた学校」をつくるため、全ての県立高校に学校評議員を配置し学校評価を実施しました。また、地域住民が学校支援のためのボランティア活動などを行い地域全体で学校を支援する「学校支援地域本部」設置の推進に取り組んでいます。
- ⑦ 県民一人ひとりの教育に対する関心と理解を深め、社会全体で教育に取り組んでいく意識を醸成するため、11月第2土曜日を「やまがた教育の日」、11月を「やまがた教育月間」と定め（H24）、普及定着に取り組んでいます。

第3節 山形の教育を取り巻く課題

1 5教振から次の時代に引き継ぐ課題

(1) 自分や他人の「いのち」を尊重し、生命を継承する教育の推進

平成23年3月に発生した東日本大震災では、数多くの貴重な命が失われました。また、学校現場では、いじめや体罰を受けた児童生徒がかけがえのない命を自ら絶つという痛ましい事件が発生しています。今こそまさに、5教振の柱である「いのち」の教育、すなわち自らの「生命」を大切にし、同時に他の人の「生命」と「生き方」をも尊重する、畏敬の念を払うことを再認識することが必要です。

一方で、人口減少の加速化が懸念されています。こうした中、地域の活力を維持し、発展させていくためには、新たな生命をはぐくみ、生命を次世代につないでいくことが求められています。

(2) 教育の原点である家庭教育の充実

家庭教育は、親等が子どもに対して行う教育で、乳幼児期からの愛情で結ばれた家族とのかかわりを通じて、子どもの基本的な生活習慣や倫理観、社会的マナーなどを身につけるうえで、重要な役割を担っています。

家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点です。乳幼児期からの家庭教育をさらに充実させるために、「幼児共育（ようじともいく）」や家庭教育に関する学習機会を通じて、親の親としての学びや育ちを社会全体で支えていく必要があります。

(3) 人間性を高めるための読書活動の充実

各学校で朝読書、一斉読書など読書活動に取り組んでいますが、読書が好きな児童生徒は減少傾向にあります。読書を通して、感性を磨き、豊かな想像力や思いやりの心をはぐくみ、幅広い人間性を養うため「読育(どくいく)」を引き続き推進していく必要があります。

(4) 健やかな体の育成

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によれば、全国的に子どもの体力・運動能力は向上傾向にあるものの、昭和60年頃と比較すると依然低い状況にあります。また、種目別で見ると、本県の子どもは「走る」と「投げる」が課題になっています。さらに、肥満児傾向の児童生徒が増加するなど、新たな健康問題への対応も必要です。

体力や健康は、まなびを支える基本であり、生きていく力の基盤となるものです。引き続き、体力の向上、健康の改善に取り組む必要があります。

(5) 個々の能力を最大限伸ばす

教育山形「さんさん」プランは、平成14年度の制度導入以来、時々の教育課題に対応するため、制度の充実を図ってきました。しかし、複式学級に係る支援、通常学級に在籍するADHD等の特別な支援が必要な児童生徒への支援など、学校の教育環境には引き続き

検討すべき課題があります。

全国学力・学習状況調査の結果を分析すると、教育山形「さんさん」プランのもとできめ細かな指導が行われたことにより、成績下位層の底上げはなされているものの、成績上位層の能力を十分伸ばしきれていない傾向にあります。また、国語は概ね好成績な一方、算数・数学が弱いことが課題となっています。

また、高等学校では、いわゆる難関大学、医学部医学科の合格者数が減少傾向にある一方で、学び直しが必要な生徒への対応も必要となっています。

(6) 一人ひとりの勤労観・職業観の育成

児童生徒が働くことの意義を理解し、主体的に進路を決定できるよう職場体験やインターンシップ等を実施していますが、一部に、これらを実施すること自体が目的化しているとの指摘があります。

また、成果・能力重視の賃金制度導入、非正規雇用の増加など雇用環境の変容はあるものの、就職ミスマッチや職場での人間関係の悩みなどにより早期離職者が増加し、若者の勤労観・職業観の未熟さや、社会の一員としての自覚の希薄さを指摘する声もあります。

子どもたちが、将来、社会の一員としてしっかりと自立していくため、改めて、一人ひとりの勤労観・職業観の育成に取り組んでいく必要があります。

(7) 特別な支援を要する幼児児童生徒への支援の充実

特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にあります。障がいの程度に応じた適切な教育を確保するには就学前からの早期の対応が重要です。医療・保健・福祉と連携し、障がいのある乳幼児の早期発見やその後の適切な支援、相談体制の充実を図ることが必要となります。

また、小・中学校の通常学級、高等学校に在籍する発達障がいのある児童生徒に対する支援の充実も課題となっています。

さらには、労働・福祉関係機関と連携し、職場開拓や職場定着等、障がいのある児童生徒の自立と社会参加に向けた支援の一層の充実を図る必要があります。

(8) 信頼され尊敬される教員の養成

今後迎えるベテラン教員の大量退職、学校課題の複雑化・多様化に適切に対応するため、優秀な教員を採用するとともに、学び続ける教員のために充実した研修体系を構築することが必要です。

体罰は学校教育法で禁止されています。学校現場からの体罰の撲滅に向けた取組みを徹底していく必要があります。

(9) スポーツの推進

本県のチームや選手が世界や全国の檜舞台で活躍することは、県民に元気と誇りを与えてくれます。一方で、県民の健康増進や高齢化に対応した生きがいくりのため、県民誰もが生涯にわたりスポーツに親しめるようにしていくことが必要です。

スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生等、県民の生活において多面にわたる

役割を担っています。スポーツを人材育成の一つのツールとして活用していくことも必要です。

(10) 文化財など地域の宝の保全・継承

文化財について、その維持管理や修繕に係る経費が所有者にとって大きな負担となっています。また、地域の民俗芸能は、後継者不足により地域から失われつつあります。これら地域の宝を知り、次世代に継承していくための仕組みや取組みが必要です。

2 社会の変化の中で顕在化してきた課題

(1) 少子高齢化を伴う人口減少への対応

本県教育を巡る環境変化の中で最も大きな課題のひとつは、少子高齢化を伴う急激な人口減少です。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によれば、2040年には、本県の人口は2010年対比で約3割減の83万人程度に減少し、そのうち0歳から19歳の若年層は、2010年対比で半数近くにまで減少すると推計されています。

これにより、児童生徒の減少に伴う学校教育への影響、地域の拠点としての学校統廃合の進行と若年層の減少に伴う地域コミュニティの活力減退、本県の産業経済と社会の持続的発展への影響、さらには、豊かな自然や各地域の民俗芸能・地域の祭など「山形の宝」の次世代への伝承などが懸念されます。これらに対して、教育面においても正面の課題に見据えて対応していく必要があります。

【参考】山形県の将来推計人口

(単位:人)

	2010年(構成比) A	2040年推計(構成比) B	増減 B-A C	増減率 C/A
山形県の人口	1,168,924(100.0%)	835,554(100.0%)	▲333,370	▲28.5%
うち0～19歳	204,795(17.5%)	112,559(13.5%)	▲92,236	▲45.0%
うち65歳以上	322,690(27.6%)	328,545(39.3%)	+5,855	+1.8%

(注)「国立社会保障・人口問題研究所(平成24年1月推計)」より

(2) グローバル化等の進展への対応

ICT技術の進歩と社会経済のグローバル化の進展に伴い、本県の地域産業や社会生活も世界経済の影響を直接又は間接に受ける状況となっています。加えて、地球温暖化等に起因する地球規模の環境問題、食料・エネルギー問題に直面するなど、今や、我々の住む地域も世界との連動性が一層強まり、その動向と切り離して持続的発展を図ることはできない状況にあります。

世界を見据えたグローバルな視点を持ちつつ、自らの住む地域の自然や文化、伝統を知

り、愛し、誇りに思い、そして地域づくりに積極的に関わる人材を育成することが不可欠となっています。

(3) 公民館等を核とした地域コミュニティの再構築

本県は、社会教育の先進県と言われ、公民館を地域の核として活発な地域活動が展開されてきました。しかし、現在、都市部では地域住民のつながりが希薄化し、地域活動の停滞が課題となっています。一方、農山村地域では人口流出や高齢化の進展により、地域コミュニティの存立自体が危惧されています。

地域の活力を維持、活性化していくためには、公民館やコミュニティセンターを拠点として、地域コミュニティの再構築に取り組む必要があります。

(4) 生涯学習社会を保障する公教育機能の充実

「生涯学習」の概念の浸透に伴って、学習者が学習実践の主役となり、学習内容の充実が図られ、数多くの講座が開設されました。

一方で、学習権や自己教育のみが強調され、社会教育行政が責任をもつべき公教育機能が低下する傾向が生じ、現代的な課題や地域独自の課題に対応し「社会の要請」にこたえる講座は、趣味、スポーツ、レクリエーション等の「個人の要望」にこたえる講座よりも少ない状況となっています。

また、学んだ人とそうでない人の間に、知識格差、情報アクセスの格差、健康格差、交流格差、自尊感情や生きがいの格差等も生じさせています。

今後は、公教育としての役割を再認識し、社会教育関係職員の確保や資質向上に努め、「個人の要望」と「社会の要請」のバランスのとれた生涯学習を推進していく必要があります。

(5) インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進

平成24年7月、中央教育審議会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について」の報告書を公表しました。

今後は、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すというインクルーシブ教育の考え方を踏まえて、特別支援教育を推進していく必要があります。

(6) 学校・家庭・地域の連携による道徳教育の充実

子どもの心の成長にかかわる現状を見ると、子どもを取り巻く環境の変化や価値観の多様化、家庭・地域の教育力の低下、体験の減少等により、生命尊重の心の不十分さ、自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの心の活力が弱っている傾向が指摘されています。

学校における道徳教育の質の向上を図り、家庭・地域との連携により、地域の実情に即した体験活動等の多様な取り組みを行っていく必要があります。

第4節 国の第2期教育振興基本計画

1 国の第1期教育振興基本計画とその総括

第1期教育振興基本計画（以下「第1期計画」と言う。）では、平成20年から平成29年までの10年間を通じて目指すべき教育として、義務教育修了の前後に区分した以下2点を掲げられています。

＝国の第1期計画が示した今後10年間を通じて目指すべき教育の姿＝
 ◎ 義務教育終了までに、すべての子どもに自立して社会を生きていく基礎を育てる。
 ◎ 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。

第1期計画を総括すると、「10年間を通じて目指すべき教育の姿」の達成は、いまだ途中にあるとされています。また、コミュニティとの協働やICTの活用の重要性、イノベーション創出の必要性など新たな課題も浮かび上がっており、第2期計画で改めて改善方策が位置付けられています。

2 4つの基本的方向性

第2期計画においては、少子化・高齢化が進行し生産年齢人口の大幅な減少等が予想される中で我が国が持続可能な発展を遂げていくために、社会の構成員一人一人の能力を最大限伸ばしていくこと、一層進展するグローバル化に対応した教育を展開していくこと、学びを通じて自立・協働型の社会づくり、地域づくりを推進していくことが求められることを踏まえ、以下の4つの基本的方向性を定め、明確な成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策が示されています。

① 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～

社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力である「社会を生き抜く力」を誰もが身につけられるようにする。

② 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～

あわせて特に、変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材、グローバル社会において各分野を牽引するような人材、すなわち「未来への飛躍を実現する人材」を養成する。

③ 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習社会～

厳しい経済社会において社会的格差等の問題が指摘される現在、上記2点を達成するための基礎的条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにすること、すなわち社会参画・自立に向けた「学びのセーフティネット」を構築する。

④ 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

以上の取組をより実効的に進めるためには、個々人の取組に委ねるのではなく、社会全体の協働関係において推進していくこと、いわゆる社会関係資本を充実することが重要である。このため、社会のつながりの希薄化などが指摘される中であって、学校教育内外の多様な環境から学び、相互に支え合い、そして様々な課題の解決や新たな価値の創出を促す「絆づくりと活力あるコミュニティ」の形成を図る。

第5節 新たな教育振興計画の基本目標とめざす人間像

1 基本目標

本県では、4教振において、受験戦争の過熱化など社会の変化に伴い、本来人間が成長過程の中で経験すべき体験の欠如等により、人間性の原点でもある「感性」が育ちにくくなっていることを課題として捉え、人間形成の基盤である「感性教育」をテーマに設定しました。

5教振では、本県の美しく豊かな自然風土や「いのち」を大切にしてきた精神文化を土台として、自他の生命の尊重、人間としての生き方を大切にした「いのちの教育」に取り組んできました。

この4教振と5教振の期間、本県では「感性」「いのち」を中核に、人間形成の基盤や基本的な生き方を大切にしてきたと言えます。

現在、本県を取り巻く環境は、少子高齢化を伴う人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化、ICTの進歩と社会経済のグローバル化の進展、地球温暖化などに起因する環境問題の高まりなど、急激にかつ大きく変化しています。一方で、いじめや体罰など「いのち」をめぐる問題が社会問題化し、人々の規範意識や児童生徒の学力・体力の課題が指摘されています。

こうした状況にある今こそ、人間性の基盤として「感性」や基本的な生き方を希求してきた「いのち」の理念を備え、確かな学力を基礎に主体的に考え判断する力、豊かな感性や自分の存在を大切にしつつ人と協調し他を思いやる心、そして健康でたくましい体、いわゆる知徳体がバランスよく調和した人間を目指すとともに、それらを活かし、自立した一人の人間として社会の発展に貢献する総合的な力としての「人間力」を育む教育が求められています。

少子高齢化を伴う人口減少により、生産や消費といった経済面への影響はもとより、地域コミュニティ機能の弱体化、美しく豊かな自然や地域の民俗芸能など「山形の宝」の次世代への伝承が懸念されます。県勢発展の基礎は人です。これからは、人口減少に対応した取組みに加え、人口減少を抑制するための教育を推進するとともに、山形の発展に貢献する、地域を愛し、地域で活躍し、そして地域の未来を担う人材を育成していくことが求められています。

人間力に溢れ、山形の未来を拓く人づくり

2 めざす人間像

○ いのちをつなぐ人

5教振では、自らの「生命」がキラキラと輝くような「生き方」をし、同時に他の人の「生命」と「生き方」をも尊重するような人間を育成することを目標の中核に据えて取り組んできました。

現在、減少傾向にはあるものの不登校や引きこもりなど、心に問題を抱えた子どもたちが存在し、また、いじめや体罰を受けた児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生するなど、子どもたちの生命尊重の心の不十分さ、自尊感情の乏しさが指摘されています。

「自分は愛されている」、「自分は大切にされている」ことを感じることでこそ、自分と同じように他人も尊重することができるようになります。自尊感情をはぐくみ、自分と同時に他者の生命や生き方を尊重する「いのちの教育」をさらに進める必要があります。

また、今後の人口減少が懸念される中、持続可能な活力ある山形県を実現するためには、人口減少を抑制していくことが必要です。まさに、生命の縦糸を次世代につないでいく人が求められます。

○ まなび続ける人

現在の社会は、ICT技術の進歩と社会経済のグローバル化の進展などにより予想を超えたスピードで変化し、また、社会や個々の人々をめぐる課題も多種多様で日々変化しています。

変化が激しく多様化が進む社会においては、まなび続けることを通して、常に知徳体を磨き、変化や困難に直面しても、自ら課題を見つけ、自ら考え、主体的に判断し、柔軟かつ的確に対応できる強さを身につけた、しなやかに生きぬく人が求められます。

○ 広い視野と高い志を持つ人

前述したようなICT技術の進歩と社会経済のグローバル化の進展に伴い、世界との連動性が一層強まっており、私たちはその動向と切り離して生きていくことはできない環境におかれています。

このため、物事を考え、行動を起こす場合は、国内外の動向に目を向ける広い視野を持つことが必要です。

加えて、急激に変化する時代において、社会発展に貢献する自立した一人の人間として存立するためには、新しい価値に挑戦する意欲と、夢や希望を持って、自分らしい生き方を追求し続ける人が求められます。

○ 地域とつながり続ける人

都市部における地域住民のつながりの希薄化、農山村地域における人口流出や高齢化の進展により地域活動の停滞、地域の存立自体が危惧されています。

このため、地域コミュニティの一員として、地域の絆を大切にし、地域課題の解決に向けて積極的に参画し続ける人、地域の未来を創る人。地域に残っても、例え地域から離れても、地域を愛し、様々な形で地域とつながり続ける人が求められます。

第3章 基本方針と基本施策

基本方針Ⅰ いのちを大切にし、生命をつなぐ教育を推進する

自らの生命と存在を大切に思える気持ち（自尊感情）を育て、同時に他の人の生命と生き方を尊重するような人間を育成するため、「いのちの教育」を学校、家庭・地域が力を合わせて推進します。

また、少子高齢化を伴う人口減少の進行が予想される中、山形（地域）を未来に向けて維持し、発展させていくため、存立の基盤となる人間の生命（いのち）をつないでいくことの大切さを教えていきます。

基本施策1 学校・家庭・地域における「いのちの教育」の推進

① 各学校段階における系統的な「いのちの教育」の実践

幼保・小・中・高等学校における系統性・継続性、さらには、学校と家庭・地域の連携・協働を意識した「いのちの教育」の実践と普及を進めます。

- ・ 生命の大切さを学ぶため、幼児期から小・中・高等学校までの一貫した教育プログラムを活用し、学校、家庭・地域のつながりを強化しながら「いのちの教育」を実践します。
- ・ 教師用指導資料「性といのちの学習」の手引き（小学生版、中学生・高校生版）（平成18年3月作成）を改訂し、全ての小・中・高等学校に配布し、授業の中で活用します。
- ・ 各学校で「いのちの日」を設定し、各校一取組みの展開を推進します。
- ・ 自らの夢を大切にし、社会における自立をイメージしながら将来の生き方を考えさせる教育を義務教育終了までに進めます。また、高校においても、社会での自立についての教育を推進します。

② 家庭における「いのちの教育」の実践

家庭において、子どもが「自分は愛されている・大切にされている」ことを体感し、自尊感情をはぐくんでいけるように、親等へ子どもの発達段階に応じた家庭教育を学ぶ機会の充実を図り、子どもを慈しみ、心を通わせ合う好循環をめざします。

③ 地域における「いのちの教育」の実践

青少年の健全な育成をめざす社会教育団体の活動を支援するとともに、放課後子ども教室や学校支援地域本部、公民館等の事業により、地域資源を生かした自然体験やボランティア体験等、子どもや地域住民が自己有用感を高め、社会的存在として自立する活動を充実させます。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策2 生命の継承の大切さに関する教育の推進

① 人口減少による社会への影響等の教育の実施

家庭科、保健、公民等において、討議やパネルディスカッションを通じて、社会経済の活力減退、地域コミュニティの存立、豊かな自然や各地域の民族芸能等の喪失など、人口減少による社会への影響と、次の世代への生命の継承の必要性について、生徒に深く考えさせる授業を実践します。

② 性といのちの教育の授業の充実

生命の神秘や男女の敬愛等にも焦点を当てた自分や他者の命を大切にする教育、ロールプレイングやディベートを通じた性に関する適切な判断力や行動選択を促す教育など、性といのちの教育の授業を充実します。

③ 次代の親としての家庭観の醸成

中・高校生に対し、将来、親になる者としての子育てや家庭教育の大切さ・喜びを学ぶ活動を展開します。

④ 地域全体による子育て支援

親を対象にした家庭教育に関する学習機会の提供に加え、家庭教育の支援者である祖父母や地域の関係者（老人クラブ、婦人会、子ども会、見守り隊等）を対象とする家庭教育に関する学習機会やジュニアリーダーの育成機会を提供するとともに、公民館等での子育て支援など、親や家族だけでなく、地域全体で温かく見守り支援する仕組みづくりを推進します。

⑤ 知事部局との連携

山形県次世代育成支援行動計画（平成22年3月策定。計画期間H22～H26）について、全庁的な推進体制である「子育てするなら山形県」推進本部のもと、関係部局と連携して生命を次世代につないでいくための取組みを推進します。

- ・ 高校生と乳幼児、親との交流企画を通じた、NPOと高等学校等とのネットワーク構築の支援
- ・ 高校生をはじめとする地域の若者や読み聞かせ団体等、将来にわたり子育て支援等の分野で地域活動を担う人材の育成

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本方針Ⅱ 郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育成する

山形の美しく豊かな自然風土やそこで培われた多彩な文化を体験し、地域の歴史、世界で活躍した偉人、地域の発展に尽くした先人を学ぶことにより、山形を知り、愛し、誇りに思い、「山形で活躍する人」、「山形とつながり続ける人」を育成します。

山形には、国宝「縄文の女神」をはじめとする有形・無形文化財や地域に残る伝統文化など様々な「山形の宝」があります。これらは先人からの贈り物であり、未来への預かり物です。これら「山形の宝」を知り、守り、活かす取り組みを推進することで郷土に対する誇りと愛着をはぐくみ、県民の自尊感情を高めていきます。

オリンピックやワールドカップなどの国際的な大会や本県出身の選手や本県のチームが国体等全国規模の競技会で活躍することは、県民に誇りと元気、活力を与えてくれます。本県スポーツの競技力向上に取り組んでいきます。

基本施策3 地域を知り、地域を愛する心をはぐくむ教育の推進

① 学習活動モデルの開発・普及

身近な地域をフィールドとした「地域を知り、地域に学び、地域を愛する人づくり」をめざす学習活動モデルを開発し、普及・実践を進めます。

② 授業実践事例集の作成

郷土の偉人に関する様々な資料を活用し、郷土の偉人の業績や生き方が、産業の発展や現在の私たちの生活とどのように関わっているのか、幅広い視点から学んでいくことのできる授業実践事例集を作成し、小・中学校での活用を推進します。

③ 地域に根ざした学習活動の教育計画への位置づけ

地域に伝わる伝統文化の継承に関する活動や、地域の自然、歴史、産業、人物を知るなど地域に根ざした学習活動を高等学校の教育計画に位置付けます。

④ 地域の資源を活用した体験活動の推進

郷土の自然環境の保全活動を行う、郷土の歴史や偉人の足跡を辿る、地域で活躍する大人と触れ合う、地域の伝統芸能や祭りに参加する、農業をはじめとする地域の産業に従事するなど、郷土を理解し大切にすることを育む体験活動を学校の教育活動の様々な場面を活用し、推進します。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策4 山形の宝の保存活用・継承

(1) 地域の貴重な資源である伝統文化の保存・伝承

- ① 地域の貴重な資源である地域文化の伝承を通して、郷土を誇らしく語ることでできる子どもを育てたり、地域の人たちが指導者として、子どもたちの活動へかかわる機会を提供するため、地域を元気にしていく「ふるさと塾」※の取組みを推進していきます。

地域の伝統文化の発表の場である「ふるさと塾こどもフェスティバル」を各地区で開催し、子どもたちが地域の伝統文化に触れる機会を増やしていきます。

※ 「ふるさと塾」： 親から子、子から孫の代へ、「ふるさと山形」のよき生活文化や知恵、伝統芸能などの地域文化を教え合い、学びあいながら伝承していく活動

- ② 地域の伝統文化を保存・伝承していくため、指導者研修会等を開催し、地域を越えた団体間のネットワーク化を進めるとともに、よりよい継承の仕組みづくりの検討を行います。

(2) 「未来に伝える山形の宝」登録制度による文化財の保存活用

- ① 先人が伝え、遺してきた「山形の宝」を地域で保存・活用するプロジェクトについて、「未来に伝える山形の宝」として登録する制度を創設し、関係部局と連携を図りながら、プロジェクトの推進を総合的に支援していきます。

- ② 「最上川の文化遺産」を「未来に伝える山形の宝」登録制度の重点プロジェクトとして位置付け、最上川流域の重要文化的景観選定の推進を軸に、国史跡・名勝としての指定、県文化財保護条例による文化的景観の選定など、市町村の状況や景観の文化的価値に応じた取組みを推進します。

(3) 指定文化財の拡大と保存

- ① 文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産です。文化財の保存修理、維持管理についての助成を維持するとともに、新たな文化財の掘り起こしのための基本調査を実施します。

また、茅葺きなど伝統的な材料の確保と保存技術の継承について、国等とも連携して取組みを進めます。

- ② 県内の各地域には、古くから地域に伝承されてきた様々な民俗芸能があり、地域の絆を強める貴重な地域資産となっています。しかし、その伝承が困難となっている団体もあることから、地域ごとに民俗芸能団体のネットワークを構築するとともに、課題の共有化を図りながら、伝承者の確保など解決に向けた取組みを推進します。

(4) 埋蔵文化財の保護

- ① 埋蔵文化財保護の基本となる遺跡地図等の迅速な更新と公開、国・県等の開発事業との計画的な調整、発掘調査の円滑化及び迅速化を進めます。

また、出土品を適切に収蔵管理する施設の確保と管理体制の整備を行うとともに、県、公益財団法人山形県埋蔵文化財センター、県内博物館・資料館との連携を強化します。

県及び市町村の埋蔵文化保護体制の整備については、市町村担当職員への研修や市町村に対する専門職員配置の働きかけを行います。

- ② 県における重要遺跡の調査（西ノ前遺跡など）、国指定史跡を目指した市町村の発掘調査（米沢市の舘山城跡及び戸塚山古墳群、遊佐町の小山崎遺跡）の支援を行います。

また、国宝「縄文の女神」をはじめとした、埋蔵文化財を活用した普及啓発などを一層推進することにより、地域への愛着を育み、地域活性化や交流拡大につなげていきます。

- ③ これからの公益法人山形県埋蔵文化財センターの在り方を、県立博物館や生涯学習文化財団などとの関連も含め、総合的に検討していきます。

（５）県立博物館の在り方の検討

- ① 山形県の歴史や自然、文化、教育に関する総合的な情報センター及び県民の生涯学習活動の場として、博物館資料の収集・整理・保管、調査・研究及び展示・各種講座の開催等の教育活動を一層推進し、博物館の魅力の向上を図ります。

- ② 国宝「縄文の女神」の常設展示を核とした来館者増への取組みとして、県内の小・中学生が学習に取り組むことができる環境の整備や、学校と博物館を結ぶコーディネートを行います。

- ③ 博物館の運営全般について協議する山形県立博物館協議会などを活用しながら、管理運営や移転などについての検討を行います。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策5 競技スポーツの推進

① ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の充実

全国や世界の檜舞台で活躍できるトップアスリートを発掘・育成・強化するため、スポーツ団体や地域等との連携により、ジュニア期からトップレベルに至る体系的かつ戦略的な支援を強化します。

② 競技力向上に向けたスポーツ環境の整備

トップアスリートを育成できる高度な専門的能力を有する指導者と各競技団体における質の高い審判員等を養成・確保することで競技力の向上を図ります。また、スポーツ医・科学的サポートを充実させるとともに、各競技団体や関係機関との密接な連携を図り、トップアスリートの活動を支える環境づくりを推進します。

③ 全国規模の大会開催の推進

インターハイをはじめとする全国的な大会を計画的に開催し、競技水準の更なる向上に取り組むとともに、開催地域の活性化を推進します。

④ 県スポーツ界における好循環の創出に向けたスポーツの推進

地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するという、県スポーツ界における好循環の創出をめざし、「支え合う」スポーツ※の基盤整備、トップスポーツと地域スポーツとの好循環システムの構築、スポーツにおける環境活動等を総合的に推進します。

※ 「支え合う」スポーツ：スポーツ活動において、支える側の主体と支えられる側の主体は表裏の関係にあり、互いに恩恵を与え、享受する関係にあると言える。平成25年3月に策定した「スポーツ推進計画」では、「みる・支える・交流する」を「支え合う」というフレーズに収斂（しゅうれん）し、本県スポーツ界のキーワードとして掲げ、スポーツを推進している。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本方針Ⅲ 豊かな心と健やかな体を育成する

豊かな心と健やかな体は、社会を生きぬくため欠かせない基盤です。

豊かな感性と規範意識、人間関係を築く力、社会性・公共の精神、主体的に判断し適切に行動する力など豊かな心を育むため、家庭教育や幼児教育を充実するとともに、読書活動、道徳教育や人権教育の充実といじめの撲滅、体験活動・奉仕活動を推進します。

生涯を通じて健康でいきいきと生活することができるよう、望ましい食習慣の確立、健康管理能力の向上、体力・運動能力の向上により、健やかな体を育成します。

基本施策6 豊かな心の育成

(1) 教育の原点である家庭教育の充実

- ① 家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点です。子どもの健やかな成長と、親が親として育つ力をつけるために、子どもの発達段階に応じた、親等への継続的な学習機会の充実を図ります。
- ② 将来、親になり家庭教育の担い手となる高校生等に対して、子育てや家庭教育の大切さや喜びを学ぶ活動を展開します。〈再掲〉
- ③ 家庭、幼稚園・保育所等、地域が連携して幼児期の子どもをはぐくむ「幼児共育」を一層推進し、人やもの、自然とのかかわりを大切にした地域教育活動を展開します。
- ④ 子育てや家庭教育に関する悩みを抱える親等を支援するため、教員、保育士、子育て支援者等の家庭教育支援者を育成し、公民館等を拠点にした地域の相談体制づくりを推進します。
- ⑤ 「子育てするなら山形県」と実感できる社会の実現をめざし、関係部局等と連携し、安心して子どもを産み育てるための取組みを推進します。〈再掲〉

(2) 幼児教育の充実

- ① 幼児期は、人間としての基礎を培う重要な時期であることから、幼児の主体的な活動が確保されるよう、幼児教育を担う幼稚園教員・保育士等の資質向上を図るための研修会を充実します。
- ② 幼児教育で培われた力が、小学校教育へ円滑に接続できるように、幼稚園・保育所等の教員と小学校の教員の合同による研修会や連携協議会等を行いながら、幼保小一貫した教育を推進します。また、幼児教育、小学校教育を担う教職員が、互いの教育を理解し合いながら教育を進めるため、互いの施設における教職員の研修を推進します。

(3) 読書活動の推進

- ① 第2次山形県子ども読書活動推進計画（平成23年12月策定。計画期間H24～H28）及び市町村子ども読書活動推進計画に基づき、学校・家庭・地域における子どもの読書活動の推進、公立図書館や学校図書館などの施設設備の整備充実、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」を中心とした啓発など、読書活動に対する理解啓発・情報の発信に取り組めます。
- ② 学校・家庭・地域において、読書に親しむ機会を設定することにより、子どもの思考力・想像力を育て、思いやりの心や人間性を養います。
 - ・ 学校における「読育」を一層推進するため、学校図書館において図書館司書等が図書館経営に専念できる体制づくりに向けた支援員やアドバイザーを配置し、学校図書館を活用した授業や読書活動を充実します。
 - ・ 家庭や地域における「読育」を推進するため、保護者や読み聞かせボランティア等の研修機会を充実させ、本好きな子どもを育てる環境を整えていきます。
- ③ 上記の第2次計画の期間終了後は、その取組みの成果と課題を踏まえて新たな計画を策定し、引き続き、子どもの読書活動を推進します。

(4) 芸術文化の推進

- ① 学校における芸術に関する教科指導の充実を図るとともに、文化部活動に対する支援を継続し、児童生徒による芸術文化活動の一層の活性化や全国の舞台上で活躍する人材の育成をめざします。
- ② 児童生徒の芸術文化に対する理解が深まるよう、一流の芸術文化に触れる場や機会の充実を図ります。
- ③ 地域の貴重な資源である地域文化の伝承を通して、郷土を誇らしく語ることのできる子どもを育てたり、地域の人たちが指導者として、子どもたちの活動へかかわる機会を提供するため、地域を元気にしていく「ふるさと塾」の取組みを推進していきます。＜再掲＞

(5) 様々な体験活動・奉仕活動の充実

- ① 生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識を育成するとともに、様々な環境や状況の変化等に、臨機応変に対応できる資質を養うため、学校・家庭・地域において、様々な体験活動を推進していきます。
- ② 学校の教育課程において、宿泊学習等の自然体験や奉仕活動など様々な体験活動を推進していきます。このため、体験活動や奉仕活動に係る多様なプログラムを開発し、各学校に周知するとともに、実践を促進していきます。

- ③ 少年の自然の家等の社会教育施設での体験型イベントの充実を図り、子どもの自発的な学びを支援します。
- ④ 地域の中での自然体験やボランティア活動、スポーツ教室、伝統芸能の継承活動等を推進し、休日や放課後の子どもの居場所づくりを充実させます。

(6) 道徳教育・人権教育の充実

- ① 各地域の特色を活かした道徳教育の実施と授業内容の充実を目指して作成した山形県道徳読み物資料集（小学生版・中学生版）、国が作成する「心のノート」を全ての小中学生に配布するとともに、授業等で活用していきます。
- ② 国における「道徳の教科化」の動向を踏まえ、適切に対応していきます。
- ③ 山形地方法務局や山形県人権擁護委員会等と連携し、「やまがた教育の日」や「いじめ・非行をなくそうやまがた県民運動」等の機会を活用しながら、学校・家庭・地域全体で人権教育に取り組みます。
- ④ 「山形県人権教育推進計画（仮称）」を策定し、計画的・組織的な人権教育の充実を図ります。

(7) いじめ撲滅に向けた取組みの徹底

- ① いじめは人間として決して許されない卑劣な行為です。学校からいじめをなくすため、関係団体、関係部局と連携して県内全域で「いじめ・非行をなくそうやまがた県民運動」を展開するなど、社会全体でいじめ撲滅に取り組みます。
- ② いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）に基づき、県の「いじめ防止基本方針」の策定、関係機関で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」の設置など、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を推進します。
- ③ いじめのない学校づくりに向けた児童生徒の主体的な活動を推進していくとともに、各教育事務所に「いじめ解決支援チーム」を設置し、市町村教育委員会と連携・協力を図りながら、いじめの解決や課題を抱える児童生徒への支援を行います。
- ④ 家庭や地域の教育力向上をめざす研修会の開催や、子ども会などの社会教育団体活動への支援を通して、子どもたちを見守る地域コミュニティの形成を図ります。

(8) 生徒指導・教育相談体制の整備充実

- ① 一人ひとりの児童生徒の発達の段階に応じた自己指導能力を育成するため、各学校が組織的・計画的に生徒指導を行っていきます。
- ② 不登校や問題行動等の予防、早期発見・即時対応のため、外部専門家（スクールカウンセラー・教育相談員・スクールソーシャルワーカー等）を活用した教育相談体制や別室登校生徒等への学習支援体制の整備を一層強化します。
- ③ 児童生徒の健全育成と問題行動の未然防止等に向け、家庭や地域、関係機関との連携を一層強化します。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策 7 健やかな体の育成

(1) 食育の推進

- ① 食は、いのちをはぐくむ基本であり、食育は、知育・徳育・体育の土台であることを踏まえ、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育を充実させます。
- ② 食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるため、各学校における食に関する全体計画に基づき、児童生徒や地域の実態等に応じた指導を充実させ、食による心身の健康づくりを推進します。
- ③ 学校給食における地場産物の積極的な活用を通じて、自然の恵みや食料の生産・流通に携わる人々への感謝の心の育成や地域の食文化への理解促進を図ります。
- ④ 全庁的な推進体制である山形県食育地産地消推進計画（平成23年3月策定。計画期間：H23～H27）のもと、関係部局と連携して、食育を推進します。

(2) 健康教育の充実

- ① 自分の心と体を大切に思い、適切に行動することができる児童生徒を学校教育活動全体を通して育成します。また、学校・家庭・地域が連携した学校保健委員会[※]の設置と活性化を図り、地域社会全体による児童生徒の健康の保持・増進を推進します。
- ② 学校・家庭・地域の関係機関が連携した体制を構築し、学校における児童生徒の肥満対策等の効果的な取組みを推進します。
- ③ アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルス等健康課題に対して、各学校における適切な指導と緊急時への対応が行われるよう、教職員の研修を充実します。

※ 学校保健委員会：学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、保健主事が中心となって運営。

(3) 学校体育等の充実（体力・運動能力の向上）

- ① 本県の児童生徒の体力の水準は、昭和60年頃と比較すると、未だに低い水準にあり、また、全国平均値と比較すると、「走る」「投げる」分野で下回る傾向にあります。現在は、緩やかな向上傾向が見られますが、引き続き、各学校の実態や課題に応じた取組み等を推進し、児童生徒の体力・運動能力の向上をめざします。

- ② 児童生徒が運動の楽しさや喜びを実感し、自ら運動に取り組む資質や能力を育むため、教員の指導力の向上に取り組むとともに、体育授業支援員（仮称）等の派遣により、体育授業の充実に取り組みます。
- ③ 指導方法の改善や地域スポーツクラブとの連携等により、スポーツの楽しさや意義・価値を実感できるよう、運動部活動の充実を図ります。また、生徒数の減少への対応やスポーツ指導者の導入・確保等、運動部活動の形態や運営方法等について検討していきます。
- ③ 積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化が認められることから、幼児期からの運動遊びや冬期の運動等を行う取組みを推進し、運動習慣が身につけていない子どもに対する支援の充実を図ります。
- ④ 地域社会全体が連携・協働して、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団活動、放課後子ども教室等における地域のスポーツ環境を充実させ、子どものスポーツ機会を向上させます。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策 8 生涯スポーツの推進

① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、県民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境整備について、官民協働の取組みを推進します。

② 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

地域社会全体が連携・協働して、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団活動、放課後子ども教室等における地域のスポーツ環境を充実させ、子どものスポーツ機会を向上させます。〈再掲〉

③ 県民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

県民が主体的に参画するスポーツ環境を整備するため、市町村の実態に応じた総合型地域スポーツクラブの創設・育成や、スポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図ります。

④ 県スポーツ界における好循環の創出に向けたスポーツの推進

地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するという、スポーツ界の好循環を創出するため、「支え合う」スポーツの基盤整備、トップスポーツと地域スポーツとの好循環システムの構築、スポーツ界における環境活動等を総合的に推進します。〈再掲〉

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本方針Ⅳ 確かな学力と時代の変化に対応できる能力を育成する

グローバル化や情報化の進展などにより変化の激しい社会を生きぬいていくためには、適切な思考・判断や実践の基盤となる確かな学力が不可欠です。

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力に加え、自主的・主体的に学習に取り組む態度など確かな学力を身につけさせるため、個々の能力を最大限伸ばすための教育環境を整備するとともに小・中学校及び高等学校における学力の向上に取り組みます。

さらには、時代の変化に適切に対応するための能力の育成、大学等高等教育機関との連携によるより高度な学習を推進します。

また、夢を実現し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身につけさせるため、企業とも連携しながらキャリア教育を充実します。

これらの取組みは、幼・小・中・高・大の各段階における連続性・系統性を考慮し、体系的に推進していきます。

基本施策 9 社会を生きぬく基盤となる確かな学力の育成

(1) 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備

- ① 小・中学校における少人数学級編制については、継続を基本としつつ、外部専門家による効果検証の結果を踏まえ、新たな展開を検討します。
- ② 学校の教育環境に関する課題について、対応を検討します。
(例) 34人～40人の学年単学級の解消、小学校における専科教員の配置
複式学級の少人数化、LDやADHD等の通級指導学級の充実 等
- ③ 土曜日における授業や体験活動の実施など、各地域の実情を踏まえ、土曜日の活用について検討を進めていきます。
- ④ 小・中・高・大の各教育段階の接続の部分についての課題を、それぞれの教職員が認識し、小・中・高・大の連携を推進することで、児童生徒の能力を伸ばします。

(2) 確かな学力の育成

〈小・中学校〉

- ① 全国学力・学習状況調査の結果について、県は引き続き公表するとともに、市町村教育委員会及び学校に対して保護者等への公表を推奨し、よさや課題を共有しながら、学校・家庭・地域が一体となった学力向上対策を進めていきます。

② 全国学力・学習状況調査の結果を詳細に分析・考察し、本県のよさと課題を焦点化するとともに、よさを伸ばし、課題を解決するため、全ての学校で授業を中核とした具体的な学力向上対策（学力向上プロジェクト）に、全県一体となって取り組みます。

- ・ 県及び市町村の全ての指導主事による各学校への「共通重点指導」
- ・ 思考力を高める問題を県教育委員会が開発し、各学校の活用を促進
- ・ 単元レベルでのモデル授業を開発と各学校に向けての発信
- ・ 学校図書館を活用した授業や読書活動の充実

これらの取組みにあたっては、小学校と中学校との接続を考慮して、授業内容や指導方法の改善を進めます。

〈高等学校〉

① 世界に羽ばたく人材や地域を担うリーダー、地域医療を支える人材等を育成するため、教員の教科指導力の改善・向上を図るとともに、生徒の学力向上対策を実施します。

② 高校卒業後に就職を希望する生徒に対しては、在学中の資格取得を支援するとともに、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身につけるよう職業・就職指導を充実します。（詳細は、基本施策 10 参照）

● 高等学校教育の改善・充実への対応

（国の検討状況を踏まえて、対応方針等を記載する。）

- ・ 国において検討されている「高校生としての基礎的・基本的な学力を身に付けさせるための生徒の学習の到達度を把握するための新たなテスト」の導入、教科・科目の特性を踏まえた技能検定の活用等の促進への対応。
- ・ 上記の高等学校段階での学習到達度テストの結果の入試への活用など、大学入試制度の在り方の見直しへの対応

③ 学び直しが必要な生徒に対し、個に応じた指導を行うため、学び直しの学習テキストの作成や、指導方法の研修を支援します。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策 10 社会の変化に対応し、実践的な資質・能力の育成

(1) コミュニケーション能力の育成

- ① 社会を生きぬくうえで不可欠な、自他の意思や気持ちを伝え合うためのコミュニケーション能力を育成するため、小・中学校において、児童生徒同士が精一杯考え合い、表現し合い、課題を解決していく授業を推進します。
- ② 異年齢の人々との交流を促進し、また、地域の一員としての自覚を育成するため、児童生徒が地域行事の企画から運営に自主的・主体的に参画する機会の設定を推進します。

(2) グローバル化への対応

〈小・中学校〉

- ① 英語を中心とした外国語の実践的コミュニケーション能力向上のため、小学校では外国語活動の活性化、中学校では4技能のバランスの取れた授業を推進します。
 - ・ 小学校では、地域の在住する外部人材（外国人等）を臨時講師としての登用
 - ・ 中学校では、学力向上プロジェクト研究事業によるモデル授業の開発と発信
- ② 国際的な視野を広げるため、NIE（新聞を活用した教育）やユネスコスクール、ESD（持続可能教育）活動や実践を紹介するとともに、国際交流事業や社会・理科・総合的な学習の時間などにおいて地球規模や世界的な視点で学ぶ授業の充実を図ります。

〈高等学校〉

- ① グローバル化が加速する中で、日本人、山形県人としての自覚を持ち、日本や山形の文化を深く理解していることを前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、異文化理解の精神、リーダーシップを身につけたグローバル人材を育成します。
 - ・ 外国語指導助手の招致や外国勤務経験者等による講師派遣事業の実施
 - ・ 高校生の海外留学の支援
 - ・ 様々な国際交流機会の提供（姉妹校提携、外国への修学旅行、外国からの留学受入）
 - ・ 国のスーパーグローバルハイスクールの活用

〈地域を知り、地域を愛する心をはぐくむ教育の推進〉

- ① 真にグローバルな人間を育成するためには、国内外の人々との相互理解を図ることが大切です。我が国や山形県・地域の歴史や伝統、文化などについて理解を深めるとともに、山形を愛し、誇りを持つことができるよう、地域を知り、地域を愛する心をはぐくむ教育を推進します。

〈詳細は、基本施策3参照〉

(3) ICT教育の推進

- ① 情報化に伴うモラル教育とともに、児童生徒のネット被害を防止するため、情報モラル、情報リテラシー教育を充実するとともに、家庭内のルールづくりや管理体制の強化など保護者への啓発を強化します。
- ② 教員のICT活用能力の向上を図るための研修を充実します。
- ③ ICT教育に係るアクションプランを作成し、ICTに関する授業改善の推進と県立高校における情報端末やデジタルコンテンツ等活用のためのICT環境整備を推進します。
また、市町村に対し、小・中学校の普通教室におけるコンピューターネットワークやインターネット利用環境の整備促進を働きかけます。

(4) 環境教育の推進

- ① 山形県環境教育行動計画（平成25年3月策定。計画期間:H25～H32）に基づき、持続可能な社会づくりをめざした環境教育を推進するため、ユネスコスクール等の先進的な取り組みや情報を盛り込んだ「山形県環境教育指針改訂版（平成26年3月策定予定）」に基づき、各学校における環境教育全体計画の見直しを進めます。
- ② 環境学習支援団体が提供する学習プログラムや知事部局作成の学習教材について、各学校の実態やニーズに応じた積極的な活用を促します。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策 1 1 高等教育機関や地域産業との連携強化等

(1) 高等教育機関や地域産業との連携強化

- ① 各学校ごとの高大連携、高産連携にとどまらず、県内の高校生全体を視野に入れた高大連携・高産連携プログラムを策定します。また、各校の特色に応じ、大学や企業等の研究所の最新の研究内容に触れる機会を確保します。
- ② 意欲と能力のある生徒に対して、大学等の協力のもと高度な内容の授業を受ける機会を提供し、そこでの学習の成果を適切に評価するシステムを構築します。
- ③ 大学教員と高校教員の交流を通じた教材開発を推進します。
- ④ 産・学・官の連携による実践的な教育の充実を図るため、学校側の教育ニーズと企業のシーズを踏まえ、学校と企業とを結ぶコーディネーターを配置します。

(2) 高等教育の充実

- ① 県立大学等において、保健医療、栄養、農業、ものづくり等の分野で地域のニーズに対応した専門知識と専門技術を有する人材を育成します。
- ② 県内高等教育機関における地域課題の解決を通して、地域を担う人材の育成に向けた取組みを支援します。
- ③ 大学コンソーシアムやまがたの活動を通じて、県内高等教育機関の連携による人材育成の取組みを支援します。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策 1 2 夢の実現に向けた勤労観・職業観の育成

- ① 各学校段階におけるキャリア教育の在り方等の整理
小・中・高の各学校段階におけるキャリア教育の目標のあり方等を整理した「山形県キャリア教育体系」を構築します。
- ② 県全体の仕組みづくり
小・中学校及び高等学校のキャリア教育について、地域や企業、県民などの協力のもと県全体で支援する仕組みを検討・構築します。
- ③ キャリア教育実践プログラムの策定
就業体験やインターンシップなどの受入企業と連携した事前・事後指導の充実等を盛り込んだ「キャリア教育実践プログラム」を各学校ごとに策定し、実践します。
- ④ キャリア教育の意義の徹底
初任者研修や経験者研修、教育課程協議会において、教員に対してキャリア教育の意義の徹底を図ります。
- ⑤ 職業教育、就職指導の充実
若者の県内定着率向上を図るため、高校生に県内企業の実績や活動内容等の魅力を教えるとともに、地域の企業等と連携して職業教育、就職指導の充実を図ります。
- ⑥ 特別支援教育の充実
高等学校に在籍するLD、ADHD等特別な支援を要する生徒の社会参加・自立を支援するため、高等学校における特別支援教育の充実を図ります。〈詳細は、基本施策 13 参照〉

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本方針Ⅴ 特別なニーズに対応した教育を推進する

障がいのある者の自立と社会参加に向けた主体的取組みを支援するとともに、可能な限り障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに学ぶことができるよう配慮しつつ、障がいの有無やその他個々の違いを認識し、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成に向け、「第2次山形県特別支援教育推進プラン」（平成25年12月策定予定）に基づき、特別支援教育を充実します。

基本施策 1 3 特別支援教育の充実

（1）インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の周知・啓発の推進

- ① 障がいのある子どものライフステージに応じて、保護者や広く県民への周知・啓発を行い、特別支援教育への理解を深めていきます。
- ② 福祉、医療、保健、労働等の関係機関や市町村教育委員会等との連携を図りながら、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進について、広く周知・啓発を図っていきます。

（2）医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援

- ① 医療、保健、福祉機関との連携のもと、幼稚園・保育所等が幼児及び保護者を適切に支援し、円滑な就学とその後の一貫した支援につなげていく体制を整備します。
- ② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場への円滑な就学や継続的な就学支援につながる早期からの相談体制を整備します。

（3）小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ① 特別支援教育を学校経営の重点に位置づけ、全ての教職員の適切な理解のもと、特別な教育的ニーズに応えるための校内支援体制を強化し、通常の学級及び通級による指導、特別支援学級の充実を図ります。

（4）特別支援学校における教育の充実

- ① 障がいの重度化・重複化、多様化に対応し、児童生徒一人ひとりに応じた教育課程の工夫・改善、キャリア教育・職業教育の推進、交流及び共同学習の推進等、自立と社会参加を目指した取組みを一層推進します。
- ② 山形県特別支援学校再編・整備計画（平成25年4月策定。計画期間：H25～H29）を着実に実施し、特別支援学校の教育環境の改善・充実を図ります。

(5) 社会参加に向けた支援

- ① 共生社会の実現を目指し、小・中学校、高等学校及び特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育、進路指導の充実を図り、障がい者の自立・社会参加に向け、一般就労・福祉的就労及び地域社会への移行を推進していきます。
- ② 学校生活から社会生活への円滑な移行や職場への定着に向け、労働や福祉等の関係機関、地域社会との連携をさらに深めていきます。

(6) 教員の専門性の向上

- ① 多様な学びの場で特別支援教育が充実するよう、全ての教職員に対し、特別支援教育に関する研修の受講を推進します。
- ② 教員の特別支援教育に対する理解の促進と専門性の向上を図るため、教員の経験年数等に応じたより効果的な研修に再編します。
- ③ 管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任など、特別支援教育を推進するうえで重要な担い手となる教職員について、職種や校務分掌に応じた専門性の向上を図ります。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本方針Ⅵ 魅力に溢れ、安心・元気な学校づくりを推進する

子どもたちが生き生きと活動し、積極的に学習に取り組む学校には、魅力的な教師の存在があります。最近の教育を取り巻く課題は、複雑化・多様化しているため、学校教育の直接の担い手である教員には、教育に対する使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量、豊かな人間性や社会性など、高い資質能力が求められています。

信頼される学校づくりを推進するため、教員の養成段階を含めて、実践力や問題解決力の向上をねらった研修の充実を図ります。また、教職員の健康維持は、教育活動全般にかかわる重要な課題となるため、教職員が安心して職務に専念できる職場形成と、心身両面からの健康管理対策の充実を推進します。

安全安心な学校施設の整備及び、安全教育に関する体制を整備するとともに、時代の進展に対応した学校づくりを進めます。

困難を抱えた子どもに対するまなびのセーフティネットを整備するとともに、私立学校の振興に寄与します。

基本施策 1 4 信頼される学校づくりの推進

(1) 子どもとじっくり向き合う学校づくり

① 児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導を確保するため、教員の指導力向上や教員配置の充実を図るとともに、学校の特色を踏まえた学校経営の選択と集中、学校・家庭・地域をつなぐマネジメントの強化を図ります。

- ・ 学び続ける教員の育成
- ・ 教育課題に対応した加配教員の配置検討
- ・ 教育活動に専念するための学校マネジメント力の強化

(2) 優秀な教員の確保・充実

① 教員採用試験の筆記試験、実技試験、面接及び模擬授業等の内容を工夫し、現職教員、社会人、教職大学院修了見込者及び障がい者を対象とした特別選考を実施します。

また、より優秀な人材を幅広く採用するため、受験の際、小学校と特別支援学校小学部、中学校と特別支援学校中学部の併願ができるようにします。

② 本県が求める教師像の広報活動を通して、本県の教育活動を共に推進していく、教員資質の高い人材の確保に努めます。

(3) 信頼され、尊敬される教員の育成と能力の発揮

① 教員が高度な専門的知識と実践的指導力を身に付けることができるよう、研修体系の見直しを図り、キャリアステージに応じた教員の学びを支援する体制を充実します。

- ② 教職大学院や長期・中央研修への積極的な派遣を通じて、次世代リーダーの育成を図ります。
- ③ 教職の場で培ってきた退職教員の豊かな経験や知識を活用し、教育の充実を図るとともに、若手教員の指導力向上を推進します。

(4) 教職員の健康管理

- ① 教職員が心身ともに健康を維持し教育に携わることができるよう、各種健康診断の機会提供などによる疾病の予防と早期発見・早期治療を推進するほか、精神疾患の予防や休業者の復職支援などメンタルヘルス対策の充実を図ります。

(5) 体罰根絶に向けた取組みの徹底

- ① 個々の教員が、体罰は学校教育法で禁止されていることを再認識し、体罰についての正しい理解と体罰によらない対話を中心とした指導を身につけるため「体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン」を活用した校内研修を実施し、体罰防止を徹底します。
- ② スポーツ関係団体と連携・協力するとともに、保護者と一体となった取組みを推進し、学校現場からの体罰根絶を目指した取組みを徹底します。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策 15 安全安心な教育環境の整備

(1) 安全安心で良好な学校施設の整備

- ① 県立学校について、再編整備計画の動向を踏まえながら、改修が困難な校舎の計画的改築等を進めるとともに、非構造部材の耐震対策として、屋内運動場等の吊り天井落下防止対策の速やかな完了を目指します。
- ② 市町村立小・中学校について、国庫補助制度を活用し、校舎及び非構造部材の耐震化を促進します。
- ③ 既存の県立学校施設について、計画的な早期保全による長寿命化を推進します。
- ④ 太陽光や木質バイオマスなど再生可能エネルギーの導入や木造・木質化など、環境に配慮した学校施設整備を推進します。

(2) 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全と防災教育）の推進

- ① 生活安全・交通安全・災害安全の3つの領域を通じて、児童生徒が危険に際して自らの安全を守りぬくための危険予測・回避能力等の「主体的に行動する態度」を育成します。
- ② 地域の実情に応じた安全教育や地域と連携した防災訓練を推進し、自助・共助・公助の視点から児童生徒の安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めます。
- ③ 学校の実態に応じて、学校安全計画を随時見直し、改善をすることにより、児童生徒への指導の充実を図ると、指導者研修会を開催し、安全教育に係る教職員の資質・能力の向上を図ります。

(3) 学校における安全管理・安全管理に関する組織活動の体制整備

- ① 学校における危機管理の手引き（学校安全編）（平成22年11月作成）を活用した学校安全計画及び危機管理マニュアルについて随時見直し、改善することにより、学校の安全管理体制の整備・充実を図ります。
- ② 地域学校安全指導員を市町村に配置し、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の充実を図ります。
- ③ 地域住民との合同の避難訓練や児童等の引渡し訓練、避難所開設訓練等を、警察、消防、市町村防災担当部局等関係機関と連携しながら実施し、減災・防災に向けた組織的対応の整備を充実します。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策 16 時代の進展に対応した学校づくりの推進

(1) 県立高校の将来の在り方

- ① 少子化による生徒数の減少など社会の変化が続くと予想されることから、現行の「県立高校教育改革実施計画」に基づく取組みの成果と課題を踏まえ、今後の県立高校の在り方の基本方針を示していきます。

〈在り方検討の視点〉

- ・ 今後の高校教育に求められるもの
- ・ 各学科に求められる教育
- ・ 定時制、通信制教育の在り方
- ・ 今後の学校配置に関する基本方針
- ・ 小規模校の特色づくり

～ 具体的内容は、別途設置した「県立高校の将来の在り方検討委員会」で議論 ～

(2) 特色ある学校づくり

- ① 県立高校に対する学校裁量予算を導入し、校長のリーダーシップのもとで行われる各校の課題解決に向けた特色ある教育活動を充実させることにより、県立高校の活力あふれる主体的な学校づくりを支援します。

(3) 過小規模の小・中学校の在り方

- ① 少子化による児童生徒数の減少に伴い、過小規模の小・中学校が増加傾向にあります。一方で、学校の統廃合も進展し、統合廃止された学校の所在する地域では活力が減退したとの指摘があります。過小規模の小中学校の教育条件の充実を検討していきます。

- 子どもの成長に応じた柔軟な教育システムの構築への対応
(国の検討状況を踏まえて、対応方針等を記載する。)
- ・ 国における「子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた6・3・3・4制(学制)の在り方」の検討状況を踏まえた対応。
- ・ 国における小中一貫教育の取組み、中高一貫教育の取組みの促進を踏まえた対応

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策 17 私立学校の振興

① 私学助成

私立学校の果たしている役割に鑑み、私立学校の教育条件の維持向上を図り、各学校の特色ある教育を支援するため、少子化による生徒数減少を踏まえた適正な私学助成を行います。

② 私立学校等への支援

経済的理由により、就学が困難な者の負担を軽減し、教育機会の均等を図るため、国の就学支援金制度に加え、授業料等の軽減を行う私立高等学校等を支援します。

③ 私立学校の耐震化の促進

生徒が安心・安全に学ぶことができる環境を確保するため、私立学校の耐震化を促進します。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策 18 まなびのセーフティネットの整備

① 教育費の負担軽減

幼児教育に係る教育費負担の軽減（幼稚園就園奨励費）、義務教育に係る教育費負担の軽減（要保護児童生徒就学援助費）、特別支援教育に係る教育費負担の軽減（特別支援教育就学奨励費）、高等学校段階に係る教育費負担の軽減※（高校授業料無償制、高校奨学金）など、経済的困難を抱える家庭等に対する就学支援・援助を引き続き実施します。

※ 高校授業料無償化の見直し、給付型奨学金制度の創設など、国の制度を反映する。

② 地理的条件が不利な児童生徒に対する支援

交通条件に恵まれない山間地等の児童生徒の教育水準の維持向上を図るため、市町村が実施するスクールバスの購入や遠距離通学費の助成について引き続き支援します。

③ 被災した児童生徒への支援

東日本大震災で被災した児童生徒に対する学習支援や心のケア、経済的支援について、引き続き実施します。

④ 学習や社会生活に困難を有する者への支援

社会的ひきこもりや高校中退者等の困難を抱えた子ども・若者について、健康福祉部等関係部局やNPO団体等と連携・ネットワーク化を図りながら、社会参加・自立に向けた支援を行います。

若者自立支援事業により、農業体験やボランティア体験、自然体験、就労体験等、県青年の家の社会教育機能を通して、困難を抱えた若者同士の交流の機会を拡大していきます。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本方針Ⅶ 学校と地域とが協働し支えあう仕組みを構築する

地域の力を学校運営に生かすことにより、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決したり、体験学習等、質の高い学校教育を可能にしたりすることができます。

学校と地域の連携・協働を実りあるものにするためには、学校と地域がそれぞれの役割を自覚することが必要です。

学校には、地域の中の学校として地域住民と共に教育活動を創り出すという意識の醸成が求められます。また、地域には、地域住民の参画を促し、地域自らが主体的に地域の子どもたちを育む体制づくりを行うことが求められます。

学校と地域の実情に合わせて、連携・協働を進め、子どもも大人も成長しながら、地域とともにある学校づくりを推進します。

基本施策 19 学校と地域との連携・協働の推進

(1) 児童生徒の地域への参画

- ① 総合的な学習の時間や特別活動等を活用して、児童生徒による地域貢献活動を推進します。
- ② 地域で活躍する大人と触れ合う、地域の伝統芸能や祭りに参加する、農業をはじめとする地域の産業に従事するなど、地域住民として参画し、児童生徒の自己有用感を高める協働体験を推進します。

(2) 連携・協働体制の構築

- ① 学校評価に係る内容の公開にとどまらず、学校に関する情報の提供内容や方法を工夫することにより、保護者や地域住民が学校の情報に触れる機会を充実します。また、保護者や地域住民からの意見を聴取する場を増やすことにより、学校評議員や学校評価を有効に活用します。
- ② コミュニティ・スクール、学校支援地域本部などの取組みに加え、従来から地域と効果的な連携を行っている学校の取組み事例とその教育効果等について研究し、各学校に普及することにより、それぞれ地域の実情に応じた実効性のある学校と地域との連携・協働体制を構築します。
- ③ 学校と地域や産業界等との連携・協働した教育活動の充実が図られるよう学校が望む支援と地域・産業界等が提供できる支援のマッチング促進などの取組みを推進します。
- ④ 学校・家庭・地域の連携や協働の取組みを一層推進するために、社会教育主事を養成するとともに、社会教育主事有資格教員に対する研修や情報提供を行うことで、学校・家庭・地域の連携協力のための知識やスキルの向上を図り、市町村における学社連携を図ります。

※ 学社連携：学校教育と社会教育とが相互補完的に協力し合う関係のこと

(3) 学校と地域との連携・協働の取組み

- ① 学校支援地域本部や放課後子ども教室などの取組みを充実させ、地域の人材を活用した体験学習や学習支援等による子どもの居場所づくりを推進します。また、学校と地域をつなぎ、体系的・継続的なプログラムを企画できるコーディネーターの育成と、幅広い人材による土曜日や休業日等の教育支援体制の構築を推進します。
- ② 通学路の合同点検や地域安全見守り隊など、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の充実を図ります。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策 20 社会全体で教育を支え、教育に取り組む気運の醸成

- ① 「やまがた教育の日」（11月第2土曜日）、「やまがた教育月間」（11月）等の県及び市町村の教育関係の取組みを活用しながら、県民一人ひとりの教育に対する関心と理解を深め、「教育を支える文化・風土」をはぐくんでいきます。
- ② 山形地方法務局や山形県人権擁護委員会等と連携した「いじめ・非行をなくそうやまがた県民運動」における「標語募集」や「青少年健全育成県民大会」等を通して、学校、家庭、地域が連帯した、いじめ・非行を許さない社会づくりを推進します。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本方針Ⅷ 活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める

県民一人ひとりが豊かに生きるための学びをさらに充実させるとともに、絆づくりやより良い地域をつくるための学びについても充実を図ります。

そのために、「人づくり・地域づくり」の拠点として、公民館の役割は、一層大きくなってきています。この役割は、コミュニティセンターであっても全く同様です。

公民館やコミュニティセンター等を支援し、地域コミュニティの再構築に取り組み、地域の活力を維持・活性化していきます。

子どもから高齢者まで、一人ひとりが地域の一員として、生涯学習を充実させ、その学習成果を地域づくりにつなげていけるようにすることで、地域の教育力の向上を進めていきます。

基本施策 2 1 公民館等を拠点とした地域コミュニティの再構築

① 県民の学習機会の充実

子どもから高齢者までのあらゆる年齢層の県民が、学習内容に興味を持ち主体的に学ぶことができるよう、学習機会の充実とともに、学習情報の提供や相談を充実させます。

② 公民館等への支援

学習情報等を市町村に提供することにより、市町村の公民館やコミュニティセンター等における学習情報センター機能の充実を支援していきます。

③ 地域コミュニティの形成を促す研修

市町村担当職員や公民館・コミュニティセンター等職員を対象に、市町村の課題やニーズに応じた研修を開催します。また、地域活動につながるプログラムの開発やその企画・運営を支援することで、地域コミュニティの形成を推進します。

④ 地域コミュニティの核となる人材の育成

地域コミュニティの核となる人材の地域間交流を進め、研修や情報交換によって資質向上を図り、公民館等における活動の活性化を図ります。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策 2 2 青少年の地域力の発揮

(1) 青少年ボランティア活動の活性化

- ① 中・高校生に地域青少年ボランティア活動「YYボランティア」の楽しさと、ボランティア活動によって自己有用感を高めることのできることを伝え、活動意欲の向上を図ります。
- ② 各市町村、県社会福祉協議会、NPO等の関係機関と連携を深めながら、ボランティア活動モデルやボランティア体験機会等を提供することにより、ボランティア活動へのきっかけや意欲の向上を図ります。
- ③ 地域青少年ボランティアサークルのアドバイザー等の支援者や市町村等の担当者が相互に情報交換し合えるネットワークを構築するとともに、研修会等により支援者・担当者のスキルアップを支援します。
- ④ 地域青少年ボランティアサークルの交流機会の提供、各サークルの活動状況の発信などを通して、他サークルの活動から学ぶ機会を充実させます。

(2) 青年リーダーの育成と青年による地域活動の活性化

- ① 地域の課題に対して主体的に活動し、地域の仲間や関係機関と協働して「まちづくり」を進めることのできる人材を、研修や活動実践の機会の提供等を通して育成・支援します。
- ② 地域の青年グループ同士の交流機会を設けたり、各グループの活動状況やイベント情報等を発信したりしながら、各グループの交流推進を図ります。
- ③ 青年がまちづくりやボランティア活動を始めるきっかけとなる機会を提供し、地域活動の楽しさを伝え、活動の輪を広げます。
- ④ 知事部局、各総合支庁、各市町村と連携しながら、研修会の開催等により、青年グループの支援者や市町村等の担当者の支援力向上を図り、効率的に青年の地域活動を支援します。

(3) 社会教育施設の在り方の検討

- ① 県青年の家は、中・高生のボランティア活動を支援する機能と、青年による各種活動を支援する機能を有しており、自立して主体的に社会に参画する青年を育成することをめざしています。また、現代の社会問題ともなっているひきこもりなどの特別な事情を有する青年の社会参加や自立に向けた支援も行っています。

また、県内4ヶ所の県少年自然の家は、未就学児から高齢者まで、誰もが利用しやすい施設をめざして、利用者の年齢層の幅を広げるための活動プログラムや企画事業の開発等、

少年自然の家の魅力を発信します。

利用者の利便性の向上を図る情報発信の在り方や管理運営の在り方、NPO法人等民間団体との協働など、社会教育施設としての在り方を検討していきます。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。

基本施策 2 3 成人（成人期・高齢期）の社会力の育成

（1）成人の生涯学習の振興

- ① 自立した一人の人間として総合的な力は、生涯にわたって、多様な場で様々な学習経験を積む中で身につけられるものです。

趣味・教養・スポーツ等の「個人の要望」による講座だけでなく、社会貢献・ボランティア活動・防災や防犯活動、少子高齢化への対応、伝統文化の継承、環境教育の推進等の「社会の要請」による講座を充実させていきます。

豊かな学習を通じて学ぶ楽しさを知り、知識や教養等を高め、その成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていけるよう支援します。

- ② 高齢者の知恵や経験を地域づくり等に活かすことや、健康な生活を送り、生きがいを持って社会にかかわることができる環境づくり推進します。

（2）生涯学習推進体制の充実

- ① 県の生涯学習推進体制を整備し、各組織等と連携を図り、県民の学習を充実させていきます。

- ② 市町村における生涯学習振興のため、社会教育関係職員等を対象とした研修会を開催したり、相談体制を充実したりすることで、市町村の取組みを支援していきます。

- ③ 市町村と連携して、学習者の中から、学習者の意欲を引き出すリーダーの育成を図っていきます。

（3）県立図書館の充実

- ① 県民の学習活動を支援する情報拠点として、市町村立図書館や学校図書館、教育機関等との連携を一層強化しながら、生涯学習情報センター的機能や県立公共図書館の中心的機能など、県立図書館が担うべき基本的な機能の充実を図っていきます。

- ② 資料及び展示等の充実、調査相談の充実と円滑な利用者サービスの確保、積極的な情報発信など、魅力ある図書館づくりを推進します。

【目標指標】 ※目標指数は検討中です。